

GPS 捜査の規制について

— 3つの高裁判例を素材に—

丸 橋 昌太郎

目次

- 第一章 はじめに — 3つの高裁判例
- 第二章 GPS 端末を利用した捜査手法の法的性質論
 - 1 GPS 端末を利用した捜査手法の典型的分類 — 検証なのか
 - 2 強制処分性 — 強制処分なのか
- 第三章 GPS 捜査の要件論 — 実体要件と手続要件
 - 1 GPS 捜査の実体要件
 - 2 GPS 捜査の手続要件
- 第四章 おわりに

第一章 はじめに — 3つの高裁判例

平成28年は、GPS 端末を用いた捜査（以下、「GPS 捜査」とする）について、大阪、名古屋、広島と、相次いで高裁の判断が示された¹。高裁判例は、判断が分かれており、最高裁がどのような判断を示すか注目されている。詳しくは次章以降で検討するが、各事件における事実の概要と判決要旨は次のとおりである。

①大阪高裁平成28年3月2日

警察官らは、一連の窃盗事件の捜査のため、被告人、共犯者等が使用する合計19台の自動車・バイク（うち7台は盗難車両）に、GPS 端末を装着し

¹ 大阪高裁平成28年3月2日公刊物未登載、名古屋高裁平成28年6月29日公刊物未登載、広島高裁平成28年7月21日公刊物未登載。

て、約7か月間にわたり行動を監視した。本件で用いられたGPSによる位置探索の精度は、誤差が数十メートルの範囲にとどまるなどして、対象の位置情報のある程度正確に把握し得るものであった。合計16個のGPS発信器が利用されたところ、それによる位置情報の取得状況の主なところをみると、そのうち1個については、前後合計約3か月の間行われた検索回数が合計1200回を上回り、1000回以上位置情報が取得されており（検索不能分を除き、数100メートルないし1000メートルの誤差が生じたものを含む。）、また、6個については、数か月の間に約550回ないし約800回検索がなされ、約480回ないし約680回位置情報が取得されている。大阪高裁は、強制処分性については明確な判断を避けた上で、仮に強制処分に当たるとしても実体要件を充足し、また捜査官に令状主義潜脱の意図もなかったことから重大な違法はなく、違法収集証拠の排除法則の適用を否定した。

②名古屋高裁平成28年6月29日

警察官らは、一連の自動車窃盗等を行っている疑いが濃厚である被告人の行動を監視するために、被告人使用の車両の底部にGPS端末を取り付けた。本件で用いられた位置情報の誤差は最小で16メートルであった。警察官らは、約3か月の間に、合計1653回の位置検索を行い、そのほとんどが深夜から早朝に集中していた。名古屋高裁は、GPS捜査が内包しているプライバシー侵害の危険性が相当程度現実化したものと評価せざるを得ないから、全体として強制処分に当たるとした上で、関連性や令状主義潜脱の意図がなかったことなどから重大な違法ではないとして、違法収集証拠の排除法則の適用を否定した。

③広島高裁平成28年7月21日

警察官らは、56件に及ぶ連続窃盗が疑われる被告人の行動を監視するため、被告人らが使用していると思料された車両合計5台にGPS端末を取り付けた。本件で用いられた端末の位置情報の誤差は最小で5メートルであっ

た。警察官らは、約1か月の間に、検索の時刻や回数は記録化されておらず、検索頻度の詳細は明らかでないものの、各発信器につき1日平均20回程度は検索が行われていた。広島高裁は、取付け行為につき、財産権の実質的な侵害を伴う可能性は一般的に小さく、また公道上の車両の位置情報につき、一般にプライバシーの要保護性は高くないとして強制処分性を否定した上で、正当な目的を達成するため、必要な範囲において、相当な方法によって行われたものといえ、適法な任意処分であるとした。

高裁判例の判断の分かれ目は、強制処分性の判断、すなわち位置情報取得がもたらすプライバシー侵害に対する評価といえる。本稿では、高裁判例の立論を整理した上で、強制処分性について検討を加えて、実施するための要件を明らかにしたい。

第二章 GPS 端末を利用した捜査手法の法的性質論

1 GPS 端末を利用した捜査手法の類型的分類 一 検証なのか

GPS 端末によって位置情報を取得する行為は、既存の捜査類型に該当するものであろうか。

名古屋高裁は、「本件 GPS 捜査は、既存の強制処分の類型でいえば検証の性質を有する」として原審の判断を是認している。また大阪高裁も、一審証拠決定が指摘した検証許可状の要件充足の点につき言及していることから、検証令状を前提に展開しているものと思われる。

これらの高裁判例の基礎となる事案では、対象者の身柄の確保や証拠物の占有取得を目的としたものではないから、逮捕や差し押さえを前提とする捜索に当たらないことは明らかであろう。これらの高裁判例が、共通して検証として位置付けているのも消去法的に自然といえよう。

検証ないし実況見分（強制処分性について後ほど検討するので、以下では、両者を合わせて「検証等」とする）は、一般に、捜査機関によって行われる、五官の作用によって認識する処分とされる。もっとも刑事訴訟法上の

検証等は、五官の作用によって認識すればすべてこれにあたと解するべきではなく、犯罪捜査として行ったもの、すなわち具体的な犯罪事実と関連性を有する場所、物、人を対象としたものに限られるというべきである²。そうだとすると、検証等に該当するかどうかを判断するにあたって、まずは検証対象物の特定をすることが求められる。

名古屋高裁の原審は、「携帯電話機等に表示される位置検索結果を目視によって認識するものである」として、GPS 端末と接続された携帯電話等を検証対象物にとらえているように見える³。しかしながら、このような理解だとすれば問題の本質をとらえてないように思われる。確かに、携帯電話に映される GPS 端末の情報を視覚によって認識しているので、その部分を切り取って考えることは理論的には可能であろう。ただ、写真撮影の場合を考えれば、カメラそれ自体を検証対象物という理解はみられないであろう。仮に、カメラが検証対象物だと考えるならば、自ら所有あるいは管理する物を視覚的に認識すること自体、何ら強制性を介在する余地はなくなるはずである。そうだとすると、GPS 捜査の場合においても、携帯電話等を検証対象物にとらえる理論構成自体に問題があるといわざるを得ないであろう。

わが国の最高裁も、通信傍受についてはあるが、最決平成11年12月16日刑集53巻9号1327頁において、「電話傍受は、通話内容を聴覚により認識し、それを記録するという点で、五官の作用によって対象の存否、性質、状態、内容等を認識、保全する検証としての性質をも有する」としており、電話回線や傍受機器ではなく、「通話内容」を検証対象として構成している。GPS 捜査においても、同様に、検証対象物は、「対象者の行動」と構成するべきといえる⁴。

² 丸橋昌太郎「判批」判例セレクト2015年II47頁。

³ 名古屋地判平成27年12月24日裁判所ウェブサイト。

⁴ イギリスでは、GPS 捜査もビデオ撮影もともに行動監視捜査と位置付けられていて、授權手続もわが国の尾行張り込みと同レベルのものとして規定されている。丸橋昌太郎「行動監視捜査の規制—イギリスにおける秘匿捜査法の分析を通じて」信州大学法学論集22号1頁（2013年）10頁参照。

このように理解するとなると、GPS 捜査の法的性質は、行動監視それ自体の強制処分性と、行動監視のために用いられる手段の強制処分性に分けて検討することが求められよう。

2 強制処分性 ー強制処分なのか

① 行動監視の強制処分性

行動監視それ自体の強制処分性は、最決平成20年4月15日刑集62巻5号1398頁（以下、平成20年決定とする）が参考になるものと思われる⁵。平成20年判決は、被告人の同一性を確認するために、被告人の行動を監視して、ビデオ撮影したものである。最高裁は、同決定において、「通常、人が他人から容ぼう等を観察されること自体は受忍せざるを得ない場所」であるとして、ビデオ撮影の強制処分性を否定している。GPSの強制処分性を否定した広島高裁も、同判例の表現を援用して帰結を導いているので、同様の判断をしたものと思われる。

これに対して、GPS捜査の強制処分性を肯定した名古屋高裁は、「運用次第では、対象者のプライバシーを大きく侵害する危険性を内包する捜査手法」であるとして、「本件GPS捜査は、GPS捜査が内包しているプライバシー侵害の危険性が相当程度現実化したものと評価せざるを得ないから、全体として強制処分」とする。また大阪高裁も「対象車両使用者のプライバシーを大きく侵害するものとして強制処分に当たり、無令状でこれを行った点において違法と解する余地がないわけではない」とする。

学説上も、「公道上での容貌などの撮影には肖像権の侵害に止まらない権利や自由への侵害可能性」が指摘されている⁶。また精度の高いGPS端末で、24時間監視した場合には、強制処分に該当する可能性も指摘されてい

⁵ 写真撮影における検証対象物は、撮影対象となる被写体および被写体の行動である。平成20年判例も行動監視に関する判例と見るべきである。詳しくは、丸橋・前掲4論文参照。イギリスでは、GPS捜査もビデオ撮影もともに行動監視捜査と位置付けられている。

る⁷。

しかしながら、平成20年判例から考えると、「観察されること自体は受忍せざるを得ない場所」の範囲において、量的にいくら監視しても、被制約権利の質を問題にする限り、少なくとも行動監視の点を強制処分と解する余地はないというべきである⁸。

強制処分性が主張される背景には、人的リソースの観点から尾行には量的な限界があることに比して、機械的な記録はその制限がなくなることを懸念している点がある⁹。この点についても、従前は、通常尾行を、人的リソースに限界があることを前提に、任意処分と位置付けてきたのではないように

6 指宿信「ハイテク機器を利用した追尾監視型捜査—ビデオ監視とGPSモニタリングを例に」鈴木茂嗣先生古稀祝賀論文集〔下巻〕165頁（2007年）183頁（以下、「追尾監視型捜査」として参照する）。また「萎縮効果」を指摘する見解もみられる。宮下紘「GPSを利用した捜査の合憲性」ジュリスト1492号12頁（2016年）13頁、笹倉宏紀「「監視捜査」をめぐる憲法学と刑訴法学の対話—捜査法の思考と情報プライバシー権（「監視捜査」統御の試み）」法律時報87巻5号70頁（2015年）75頁、指宿信「GPS利用捜査とその法的性質—承諾のない位置情報取得と監視型捜査をめぐって」法律時報87巻10号58頁（2015年）61頁（以下、「GPS利用捜査」として参照する）等。萎縮効果で問題となるのは、本来、正当に活動できる範囲のものについて、活動できなくなる点にあるものと思われる。そもそも秘匿捜査は、対象者に気づかれずに行う捜査であるから、このような捜査が行われているという抽象的な事実をもって、一般人が萎縮して活動を自粛するという前提には疑問があろう。その他、強制処分とする見解として、中島宏「GPSを利用した捜査の適法性」法学セミナー792号130頁（2016年）、黒川享子「捜査方法としてのGPSの利用の可否—刑事訴訟法判例研究」法律時報87巻12号117頁（2015年）、緑大輔「「監視捜査」をめぐる憲法学と刑訴法学の対話—監視型捜査における情報取得時の法的規律」法律時報87巻5号65頁（2015年）がある。

7 前田雅英「尾行の補助手段としてのGPS（移動追跡装置）を使用した捜査の適法性」捜査研究64巻4号56頁（2015年）63頁。

8 プライバシーの合理的期待論から任意処分として位置づける見解として、滝沢誠「GPSを用いた被疑者の所在場所の検索について」立石二六先生古稀祝賀論文集733頁（2010年）、清水真「自動車の位置情報把握による捜査手法についての考察」法学新報117巻7＝8号45頁（2011年）。プライバシーの合理的期待論によって導かれる範囲は、「観察されること自体受忍せざるを得ない場所」と結論的には同じになろう。また情報プライバシー権の観点から、観察の仕方や監察結果の用い方を問題にする見解として、笹倉・前掲6論文73頁。

思われる。また装着型の GPS 捜査は、装着、監視等に人為性を介在させているため、通常尾行と同様に人為的限界がある。その人為的限界は、通常尾行も監視対象者一人に対して、捜査員100人態勢で臨めば、24時間監視も不可能でないことを考えれば、通常尾行と比べて、不可能なことを可能にするほど、質的に転換するものとはいえない¹⁰。

また人的リソース論には、任意処分であれば無制限に行いうるという前提があるように思われる。仮に、強制処分にあたらないとしても、後述のとおり、実体要件は求められるので、実体要件が欠如しているという違法が考えられ、無制限に行いうるわけではない。量的な問題は、実体要件を適切に設定することで、論者らが懸念するような事態は防ぐことができる。むしろ強制処分としたところで、捜査対象の限定は、最終的には、実体要件によることになるので、量的問題は、適切な実体要件の設定によって解決していくべきである¹¹。

以上を踏まえて強制処分法定主義の観点から行動監視の点を検討すれば、建物への出入りは公道上から確認できるので、公道上から確認できないような広い建物内の位置情報が取得できるような場合を除き、GPS 端末を利用することによって、この範囲を超えることはないものと考えられる。その意味では、広島高裁の帰結の方が平成20年判例との整合性があるといえる。

ただ、行動監視自体が強制処分にあたらないとしても、それを達成する手段に、強制処分性が認められれば、全体として強制処分になるものと考えられる。取り付け行為からデータ化までの侵害性と、蓄積データの侵害性の二

⁹ 山本龍彦「『監視捜査』をめぐる憲法学と刑事訴訟学の対話—監視捜査における情報取得行為の意味」法律時報87巻5号60頁（2015年）61頁、緑・前掲6論文67頁、笹倉・前掲6論文75頁、黒川・前掲6論文119頁、稲谷龍彦「情報技術の革新と刑事手続」『刑事訴訟法の争点』（2013年）40頁など。

¹⁰ この装着型の GPS 捜査は、いわばデジタルデータのアナログ取得である。

¹¹ この実体要件をどう担保していくべきかは、強制処分法定主義の問題ではなく、令状主義をはじめとした濫用を防止する制度設計の問題である。強制処分法定主義の機能面と、令状主義の機能面は、明確に区別するべきである。

つに分けて、以下検討する。

② 手段の強制処分性 —GPS 端末の取り付け行為とデータ化の強制処分性

取り付け行為の強制処分性について、広島高裁は、「磁石による発信器の装着は、通常、車体の損傷を来すものとはいえ、財産権の実質的な侵害を伴う可能性は一般的に小さく、この観点から本件 GPS 捜査が強制処分であると解される余地はない」としている。

確かに、財産的な価値の観点からみれば、軽微なものと評価せざるを得ないであろう¹²。ただ、取り付け行為は、財産的価値はなく、取り付けに伴う侵入行為に注目すれば強制処分性を帯びることは考えられる。たとえば、私邸等に無断で侵入して、私邸内にある車両やカバンに取り付けるような場合には、強制処分にあたるものと思われる¹³。もっとも、そうだとした場合に、強制的に立ち入ることができるところにおいて GPS 装置を取り付ける限りでは、行動を監視する手段としても強制処分性を帯びることはないといふべきである。

また行動監視自体許されるとしても、それをデータ化することは、「決定的に異なる」という考え方もありうるところである¹⁴。ただ、尾行における捜査官の記憶に基づくメモとの質的違いは、正確性に尽きる。正確なデータは、証拠価値としてはむしろ高く、それ自体問題があるものとは考えられな

¹² アメリカ合衆国の連邦最高裁は、GPS 装置の装着を合衆国憲法修正 4 条の「搜索」にあたりと判断している。United States v. Jones, 565 U.S., 132 S.Ct. 945. そうすると、Jones 判決は、行動監視の点ではなく、取り付け行為の点を問題にしたものといえる。ただ合衆国憲法の構造上、搜索にあたりとしても合理的であれば許容される構造になっているので、ただちにこの議論がわが国にあてはまるものではない。

¹³ 大阪地決平成27年6月5日は、ラブホテルの駐車場への無断侵入行為も違法性判断の一つの事情と入れている。ホテルや商業施設などの一般に開放された場所については、住居と同レベルに見ることはできないように思われるが、これが仮に一般人の住居内だったとしたら、これをもって強制処分とみる余地もあろう。

¹⁴ 指宿・前掲6論文〔追尾監視型捜査〕183頁。

い。問題があるとすれば、蓄積データの事後利用の可能性であるように思われる。そうすると、データ化の問題は、蓄積データの問題として検討することが適切であろう。

③ 手段の強制処分性 —蓄積データの強制処分性

名古屋高裁が指摘するとおり、いずれも位置情報単体では、尾行等の視覚情報を伴う行動監視を超える侵害性を伴うことは考えられないが、他の情報と突合することによって侵害性が飛躍的に向上することは考えられる。たとえば企業等が蓄積している個人情報に、位置情報が含まれているとすれば、取得した位置情報と突合せることによって、それこそ思想信条だけではなく、趣味嗜好まで把握することができる潜在的危険性は否定できない。また匿名化情報であっても、位置情報と突合すれば、再識別化する可能性も否定できないであろう。おそらく多くの論者が懸念している問題は、プロフィールリングなど事後的なデータの活用にあるように思われる¹⁵。

このような潜在的危険性を強制処分該当性の基礎として考慮するべきかについては議論があるところである¹⁶。これについては、対象とする行為をどの程度、類型化（抽象化）するか、という問題と、性質をどこまで一般的に判断するかという問題は、分けて考えるべきであるように思われる。前者については、個別事案解決のための強制処分該当性判断は、当該行為が、法律上の根拠を要する範囲の中なのか、外なのかを判断するものであるので、類型化、一般化することなく、個別・具体的な行為を対象に判断することは差し支えないというべきである。後者については、性質判断は、立法の統制を

¹⁵ 亀井源太郎＝尾崎愛美「車両にGPSを装着して位置情報を取得する捜査の適法性－大阪地裁平成27年1月27日決定・大阪地裁平成27年6月5日決定を契機として」刑事法ジャーナル47号42頁（2016年）48頁以下、山本・前掲9論文62頁、笹倉・前掲6論文75頁、指宿・前掲6論文「GPS利用捜査」62頁、黒川・前掲6論文119頁、大野正博「GPSを用いた被疑者等の位置情報探索」曾根威彦先生・田口守一先生古稀祝賀論文集 下巻485頁（2014年）515頁、稲谷・前掲9論文40頁等。

¹⁶ 詳しくは、亀井＝尾崎・前掲15論文46頁以下。

及ぼすべきかどうかを判断するものであるので、事後利用も含めた潜在的危険性を含めて一般的に判断するべきであろう¹⁷。

ただ、そうだとしても現在問題となっている態様、すなわち一定の期間、特定の対象者に対してGPS端末を用いて行われる態様のGPS捜査による蓄積データが、多くの論者が指摘するような潜在的危険性があるかはより慎重な検討を要する。確かに、抽象的には位置情報と乗車記録、購買記録、検索履歴等が紐づけられると、論者らが指摘する潜在的危険性があることは否定できない。しかしながら、一定の期間、特定の個人を対象として取得される位置情報単体では、いくら蓄積しても思想信条はおろか、着ている服装の特徴すら把握することはできない¹⁸。

もちろん他の乗車記録や購買記録と紐づけてデータベース化を行えば、多くのプライバシー情報を得られるデータベースとなる危険性はあろう。しかしながら、紐づける過程において、すでに対象者の乗車記録や購買記録等を把握していることが前提であり、少なくとも当該捜査にとって新たな情報の取得にはつながらない¹⁹。

むしろGPS捜査の潜在的危険性の問題は、乗車記録、購買記録、検索履

¹⁷ 現行法制下では、データ取得後の利用・解析等も含めて、取得時の規制を及ぼすべきとする見解として、山本・前掲9論文。確かに、刑事訴訟法学では、取得行為の正当性を中心に検討してきたことは否めないが、理論的に、取得後の事情を考慮できない、あるいは考慮してこなかったわけではない。緑・前掲6論文65頁以下、亀井源太郎「憲法と刑事法の交錯」法律時報86巻4号（2014年）91頁以下。

¹⁸ 特定個人の一定期間の位置情報だけで、思想信条、宗教等を「特定」できるとする指摘には、より丁寧な技術的説明が求められる。仮に、地図データと突合して、宗教施設に入ったことがデータ上、識別できたとしても、それ自体で当該宗教の信者かどうかまで特定することはできない。またこの程度の情報であれば、視覚情報を伴う尾行であれば容易に把握することができるが、位置情報と地図データだけで分析していくことは、現実的には難しいというべきであろう。この点を問題にするのであれば、プロファイリングリスクという観点から立論するしかないであろう。プロファイリングリスクについて、詳しくは亀井＝尾崎・前掲15論文49頁以下参照。ただ、装着型のGPS捜査は、プロファイリングリスクの観点からも、尾行以上のリスクはないというべきである。

歴等と紐づけられた位置情報のデータベースが別に構築されている場合である。ただ、このような場合であっても、GPSによる位置情報の取得は、いわばその個人を特定検索するための情報に過ぎない。個人を識別する名前に紐づけられたDNAデータベースで例えるなら、位置情報は名前に過ぎず、むしろプライバシーの中核はDNAデータベースである。このように考えると、プライバシーの侵害は、GPSによる位置情報の取得自体ではなく、このようなデータベースの構築にある。したがって、データベースの構築を前提としないGPSによる位置情報の取得は、尾行以上の侵害性はないというべきである。また仮に、GPSデータだけを蓄積していたとしても、他のプライバシー情報との紐づけない限りにおいては、同様のことがいえる。

そうすると、観察されること自体受忍せざるを得ない範囲（警察官が無令状で出入りできる範囲）において、GPS端末を利用して、行動監視を行うこと自体は、データベースの構築を前提としない限り、特別の定めがなければできないとまではいえず、強制処分性はないというべきである。

第三章 GPS 捜査の要件論 一実体要件と手続要件

1 GPS 捜査の実体要件

GPS捜査が、強制処分にあたらないとしても、それは法律上の根拠がなくとも実施できるというだけであって、GPS捜査も、行動監視に伴う何らかの権利を制約されることも考えられるので、当該捜査の実施を正当化する理由（実体要件）がなければ行うことができないと解するべきである²⁰。

捜査の実体要件は、強制捜査、任意捜査に関わらず、捜査の必要性を上位規範として、その必要性を認める要件から設定されている²¹。既存の強制処分は、刑事訴訟法にその要件が定められていることから、GPS捜査も検察令状の要件に基づき、具体的事情を検討していくことが有益であるものと思

¹⁹ 装着型のGPS捜査によって取得した位置情報と、警察組織が適法に保有する情報を紐づけしてデータベースを構築しても、同様のことがいえるであろう。

²⁰ 最決昭和51年3月16日刑集30巻2号187頁。

われる。

検証は、「犯罪の捜査をするについて必要があるとき」にすることができる（法218条I項）。また「検証すべき場所若しくは物」を特定することが求められる（法219条I項）が、GPS 捜査の場合には、行動を監視すべき人、車両の特定ということになる。

検証の必要性は、基本的に、検証対象物と、犯罪事実との関連性で判断されることになる。GPS 捜査の場合には、検証対象者の行動が、犯罪事実と関連していることが求められる。

高裁判例は、いずれも連続窃盗事件に関するもので、同一犯による犯行が疑われるものであった。このような状況において、犯人と疑われる者の行動は、共犯者の解明などにつながるほか、行動監視中に、対象者が次の窃盗を行えば、一連の窃盗事件の嫌疑を一層高める事情となるものといえる²²。

そうすると、いずれの高裁判例でも、具体的な犯罪事実と、行動監視に関連性が認められるので、実体要件の充足自体は認められるものといえよう。

2 GPS 捜査の手続要件

前章で検討した通り、車両に設置して対象者の行動を監視するGPS 捜査は、基本的に任意捜査と位置付けられる。

任意捜査の手続要件も、令状によらなくていいというだけであって、なんら手続的な担保を要しないことを意味するものではない。特に、諸外国では、わが国における任意捜査と位置付けられるものであっても、組織内審査を設けるなど、実体要件を担保する仕組みを構築している。

わが国において、任意捜査の規律は、制度上、事後的な違法収集証拠の排

²¹ 丸橋昌太郎「身柄に関する処分の実体要件の意義－イギリスにおける停止権限及び逮捕権限の分析を通じて」信州大学法学論集10号41頁（2008年）、同「証拠物を収集する処分の実体要件の意義－イギリスにおける捜索権限の分析を通じて」信州大学法学論集12号27頁（2009年）など参照。

²² 窃盗に限らず、組織犯罪や、連続性・常習性のある犯罪では、同様の事情が認められる場合がある。

除法則によることが予定されている。この構造上、秘匿のうちに行われて、かつ、公判に至らなければ、実施されたかどうかすら把握することが困難であることから、このような秘匿捜査は、司法審査によらずとも組織内審査を整備することが望ましい。

警察庁は、GPS 捜査について、平成18年6月30日警察庁刑事局刑事企画課長「移動追跡装置運用要領」（警察庁丁刑企発第184号）において、使用要件、使用手続等を定めている。それによれば、GPS を用いた捜査を行う場合には、各警察本部の捜査主管課長の事前の承認を得ることになっている（要領4条(1)）。イギリスの制度設計に近いものと評価することができる。

このように内規で実施することについては、批判もあるところである。ただ、強制処分法定主義の観点からみれば、強制処分にあたらない以上、法律によることは要しないというべきである。また内規であっても、内規違反による捜査を行えば、内部においては懲戒処分の対象になり、また違法収集証拠の排除法則においては令状主義を潜脱する意図があったものとして厳しく評価されることとなろう。このように考えれば、内規であっても実効性がないうものともまではいえないであろう。

また対象者に対する告知や不服申し立ての機会がないことについて問題があるという指摘がある²³。ただ、告知や不服申し立ての機会は、適法性を担保するための一つの手段であって、憲法上の要請ではない。現行刑事訴訟法の検証であっても、対象者に告知せずに行いうることに鑑みると、これを違憲であるという立場を取らない限り、告知は、必要条件とはいえないであろう。

第四章 おわりに

以上のとおり、GPS 捜査に関する法的性質論および要件論を検討してきた。

²³ 亀井=尾崎・前掲15論文50頁、指宿・前掲6論文 [GPS 利用捜査] 60頁。

これらの議論の根底には、飛躍的に発展しているデータ関連技術に対する不安感があるように思われる。このような不安感を払しょくする法制度の構築が求められていることはいうまでもない。ただ、一方で、この不安感の冷静な分析も、求められているといえよう。

当然のことながら、位置情報に紐づけられた巨大データベースは、プライバシーに対する脅威である。ただ、一連の高裁判例のように、警察官がGPS端末を設置して、位置情報を取得する行為に限っていえば、本稿で検討してきたとおり、位置情報と紐づけられた個人情報の巨大データベースが別個独立に構築されていない限り、取得位置情報自体で、尾行以上のプライバシーが侵害されることはない。

今後は、むしろ民間企業ですでに構築されている巨大データベースから、どのように個人情報を保護していくかが重要になっていくように思われる。